

京都市指定難病審査会条例（平成30年3月29日京都市条例第24号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、特定医療費の支給認定に係る審査を行う指定難病審査会として設置する京都市指定難病審査会に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市指定難病審査会条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に定めるもののほか、法第8条第1項の規定により設置する京都市指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

(招集、議事及び決議の省略)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

6 法第6条第1項の規定による申請に対し、法第7条第1項の規定による支給認定（以下「支給認定」という。）をしないことに関し、市長が、審査会に対し、同条第2項の規定による審査を求めた場合において、当該申請に対し、支給認定をしないことにつき、審査会（次条第3項の規定により部会の決議をもって審査会の決議とする場合にあつては、当該部会）の委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該申請に対し、支給認定をしないことを相当とする旨の決議があつたものとみなす。

(部会)

第4条 審査会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)